

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により石綿の有害性等に関する掲示内容が変更になりました。(令和4年厚生労働省令第82号)

石綿障害予防規則第34条に定める掲示

- ☐ 石綿等を取扱う作業場 ☐ 試験研究のため製造する作業場
☐ 石綿分析用試料等を製造する作業場

石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

中皮腫：息切れ・胸痛・咳・発熱・全身倦怠感・体重減少・腹痛・腹部膨満感・腹水貯留等
 肺がん(気管支又は肺の悪性新生物)：咳・痰・血痰等
 びまん性胸膜肥厚：呼吸困難・反復性の胸痛・反復性の呼吸器感染等
 石綿肺(じん肺)：息切れ・咳・痰等
 良性石綿胸水：呼吸困難・胸痛等

石綿等の取扱い上の注意事項

取扱い

ばく露を防止するため、装置の密閉化又は防爆タイプの局所排気装置を設置すること。
 洗眼器と安全シャワーを設置すること。
 使用前に使用説明書を入手すること。
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 飲み込みを避けること。皮膚との接触を避けること。
 接触、吸入又は飲み込まないこと。粉じん、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 密封すること。

保管

化学品を扱う場合の一般的な注意として、安定化した状態でのみ貯蔵する。
 暗所に保管する。涼しい場所に保管する。
 床面に沿って換気する。
 密閉容器を使用する。

必ず保護具を使用してください

使用すべき保護具等

- 呼吸器の保護具：適切な呼吸用保護具を使用すること
☐ 防じんマスク
☐ 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
☐ 送気マスク ☐ 空気呼吸器
 手の保護具：適切な保護手袋を使用すること
☐ ゴム手袋 ☐ 化学防護手袋
 眼の保護具：適切な保護めがねを使用すること
☐ 保護めがね ☐ ゴグル形保護めがね
☐ 全面形面体呼吸用保護具
 皮膚及び身体の保護具：適切な保護衣を使用すること
☐ 作業衣 ☐ 保護衣 ☐ フード付き保護衣

412002

RAE-002(汎用タイプ)

石綿障害予防規則第34条に定める掲示

ここは石綿等を取扱う作業場です

石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

中皮腫：息切れ・胸痛・咳・発熱・全身倦怠感・体重減少・腹痛・腹部膨満感・腹水貯留等
 肺がん(気管支又は肺の悪性新生物)：咳・痰・血痰等
 びまん性胸膜肥厚：呼吸困難・反復性の胸痛・反復性の呼吸器感染等
 石綿肺(じん肺)：息切れ・咳・痰等
 良性石綿胸水：呼吸困難・胸痛等

石綿等の取扱い上の注意事項

取扱い

- (1) 飲み込みを避けること。皮膚との接触を避けること。
粉じん、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- (2) 取扱い時は飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 適切な保護具等を使用すること。
- (4) 石綿等の粉じんが飛散する屋内作業場(解体等以外)では、発散源を密閉する設備、又は局所排気装置を設けること。
- (5) 解体等石綿粉じんを著しく飛散するおそれのある作業は、作業場所を隔離し、ろ過集じん・排気装置を設置すること。
- (6) 取扱い後は洗浄設備で、洗眼・洗身・うがいをよく行うこと。

容器等

- (1) 石綿等を運搬又は貯蔵するときは、石綿等の粉じんが飛散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。
- (2) 容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示する。
- (3) 石綿等の保管については、一定の場所を定めておかねばならない。

必ず保護具を使用してください

使用すべき保護具等

- 呼吸器の保護具：適切な呼吸用保護具を使用すること
☐ 防じんマスク
☐ 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
☐ 送気マスク ☐ 空気呼吸器
 手の保護具：適切な保護手袋を使用すること
☐ ゴム手袋 ☐ 化学防護手袋
 眼の保護具：適切な保護めがねを使用すること
☐ 保護めがね ☐ ゴグル形保護めがね
☐ 全面形面体呼吸用保護具
 皮膚及び身体の保護具：適切な保護衣を使用すること
☐ 作業衣 ☐ 保護衣 ☐ フード付き保護衣

412003

RAE-003(解体タイプ)

付属品



- [材質] ● ペットボトルリサイクルボード
 [仕様] ● 3mmφ穴×4
 ● チェックマークステッカー×1枚(10片)付き
 ● 両面シートテープ×1枚(6片)付き

注文コード	品番	サイズ	税抜価格
412002	RAE-002	600×450×1.0mm	
412003	RAE-003		

Q. 掲示内容の何が変わった?

035308 特38-308からの変更点

変更前は、「人体に及ぼす作用」を掲示する義務があったが、有害性に対する記載が具体的でなく、注意喚起としての効果が十分に得られない可能性があったため、より具体的な内容として、「石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」を記載しなければならないことに変更されました。また、保護具の使用が必要である場合は、確実に必要な保護具が使用されるようにするため、保護具を使用しなければならない旨が掲示すべき事項に追加されました。

Q. 2種類の違いは何ですか?

どのような作業場も想定した汎用タイプの **412002**、解体等で石綿等を取扱う作業場の内容に特化した **412003** の2種類がございます。また使用条件により、標識の記載内容が現場環境に合わない場合がございます。その際はSDSと抜粋箇所をご指示ください。別注として標識を製作致します。

参考資料：労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について(令和4年4月15日付け基発 0415 第1号)
 労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について(令和5年3月29日付け基発 0329 第32号)



株式会社 日本緑十字社
<https://jgc-inc.co.jp>



大阪本社：〒550-0003 大阪市西区京町堀3丁目3番23号
 TEL.06-6441-3821(代) FAX.06-6441-2773
 東京支店：〒110-0005 東京都台東区上野7-9-15 アクシオビル7階
 TEL.03-5827-1541(代) FAX.03-5827-1545
 福岡営業所：〒812-0006 福岡県福岡市博多区上牟田3丁目8-19 みなみビル201号室
 TEL.092-710-7677